

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県 外1名

答 弁 書

平成30年4月9日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 岐阜県 訴訟代理人

弁 護 士	端 元	博 保
弁 護 士	伊 藤	公 郎
弁 護 士	池 田	智 洋
弁 護 士	市 橋	優 一

(送達場所)

〒 500-8804 岐阜市京町2丁目2番地 端元ビル2F

端元博保法律事務所

弁 護 士	端 元	博 保
弁 護 士	伊 藤	公 郎
(担当) 弁 護 士	池 田	智 洋
弁 護 士	市 橋	優 一

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告岐阜県に対する請求を棄却する
- 2 訴訟費用は、被告岐阜県については、原告らの負担とする

## 第2 請求の原因に対する認否

### 1 はじめに

後記以下で記載する請求の原因に対する認否の中で、認否を留保する部分があるが、その理由は以下のとおりである。

#### (1) 警察による情報収集活動の具体的な内容を個別に明らかにすることは相当でないこと

警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」と規定し、犯罪の予防をはじめ公共の安全と秩序の維持を警察の責務としている。

このような同条の趣旨に鑑みれば、岐阜県警察大垣警察署（以下「大垣署」という。）が、管内の公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧を目的として情報収集活動を行うこともその責務である。

ところが、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているか、といったことが外部に明らかになれば、今後の情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じることになる。

例えば、特定の個人が警察の情報収集の対象となっていることが明らかとなれば、当該情報収集対象者は、情報収集の対象となっていることを前提として活動し、情報収集に対する対抗措置を執られることとなり、以降の情報収集活動に支障が出ることは明らかであるし、他方で、特定の個人が情報収集の対象となっていないことが明らかになった場合、そのことを契機として、犯罪や公共の安全と秩序の維持を害する行為が企図されたり、犯罪や公共の安全と秩序を害する行為を企図していた者が、その行為に実際に及ぶ可能性が高まることとなる。

このように、警察が誰の情報を収集しているか否かが明らかになるだけでも、今後の情報収集活動に支障が生じるだけでなく、公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれが生じるどころ、どのような情報をどのような方法で収集しているかなど、個別具体的な情報収集活動の内容が明らかとなれば、情報収集の着眼点やその方法・手段が明らかとなってしまう、情報収集対象者に対抗措置を執られるだけでなく、それを逆手に取って不法行為が行われることも十分に考えられ、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じるこ

ととなる。

よって、被告は、警察による情報収集活動の具体的な内容について個別に認否を明らかにすることをしない。

(2) 株式会社シーテック作成に係る議事録の存在自体について

原告らが主張の前提としている株式会社シーテック（以下「シーテック社」という。）作成に係る議事録（以下「本件議事録」という。）については、岐阜県警察が作成した文書ではないため、その存在自体は不知とする。

(3) 本件議事録の内容について

本件議事録の内容は、大垣署の警察官とシーテック社の社員が意見交換をした際の議事録とされているものであり、文面上、警察による情報収集活動に触れると思料される部分もあるが、本件議事録の内容を個別具体的に認否することは、まさに警察による情報収集活動の内容を明らかすることとなるので、前記(1)で述べたとおり認否しない。

(4) 小括

したがって、被告は、請求の原因に対する認否をするに当たり、警察による情報収集活動の内容が明らかとなる部分及び本件議事録の内容については、認否をしない。

また、本件議事録の存在自体については、不知とする。

## 2 請求原因の認否

(1) 第1 当事者、につき、原告らが、いずれも岐阜県内に在住する者であること、被告岐阜県が、岐阜県警の責任主体であることは各認め、被告国に関しては、不知であり、その余は認否しない。

(2) 第2 事実経過、のうち、原告らが個人情報の開示請求をし、岐阜県警が「存否応答拒否」の非開示決定を行ったことは認め、新聞報道、及び、被告国に関する内容は不知であり、その余は認否しない。

(3) 第3 個人に関する情報の収集・保有・利用の権利侵害及び違法性、のうち、最高裁判例等の存在については認め、情報収集活動については認否せず、原告らのその余の主張は否認する。

(4) 第4 人格権に基づく差止請求、のうち、原告らの個人情報を保有し利用していることについては、認否せず、その余の主張は否認する。

一般論として、岐阜県警の情報収集活動は適法である。

そして、取得が適法であれば、保有も適法である。

そこで、抹消の必要はない。

(5) 第5 は、否認ないし争う。

以上